

「(仮称)板橋区地域保健福祉計画2030」(素案)について(概要版)

第1章

1 策定の趣旨 (P3)

○近年、ひきこもり、ヤングケアラー、8050問題、ダブルケアなど区民が有する生活課題は複雑・複合化しており、これまでの制度、分野別の支援では解決が困難な事例が多くなってきています。

○社会の変容や新たな地域生活課題を踏まえた地域福祉に共通する基本的な考え方や地域福祉の推進に向けた取組の方向性を示し、だれもが生きがいと役割を持って地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざします。



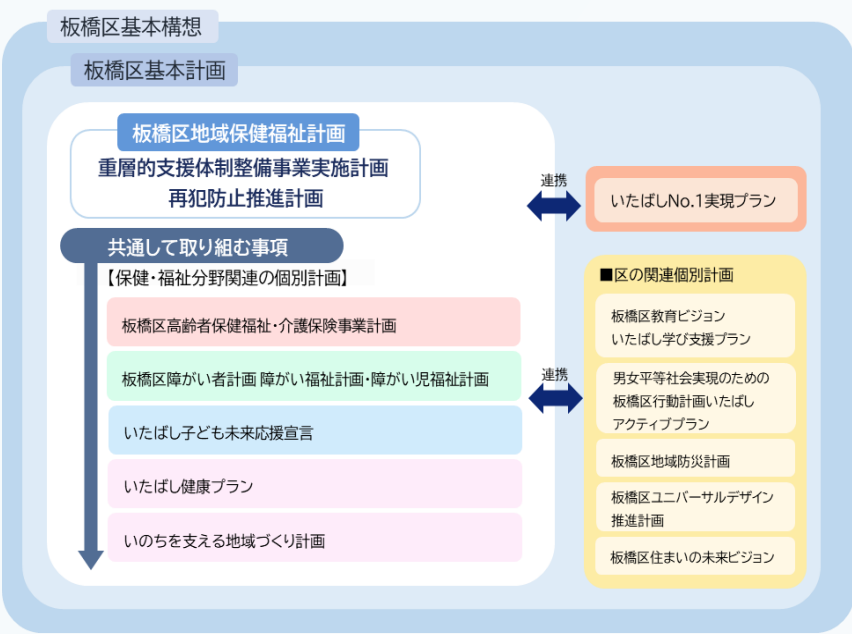
厚生労働省HPより

2 計画の位置づけ (P6-7)

○板橋区地域保健福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく法定計画であり、区の各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する福祉分野の上位計画として位置付けられています。

○「板橋区基本構想」及び「板橋区基本計画」の基本理念等を念頭に、各福祉分野において共通して取り組む事項を示すとともに、地域福祉に向けた取組を推進していきます。

○また、本計画には、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含して策定します。



3 計画期間 (P8)

○本計画の期間は令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

年度	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032	令和15 2033	令和16 2034	令和17 2035
板橋区基本計画	次期板橋区基本計画									
いたばしNo.1実現プラン	いたばしNo.1実現プラン(仮)									
地域保健福祉計画	板橋区地域保健福祉計画2030(第4次)					地域保健福祉計画(第5次)				

第2章

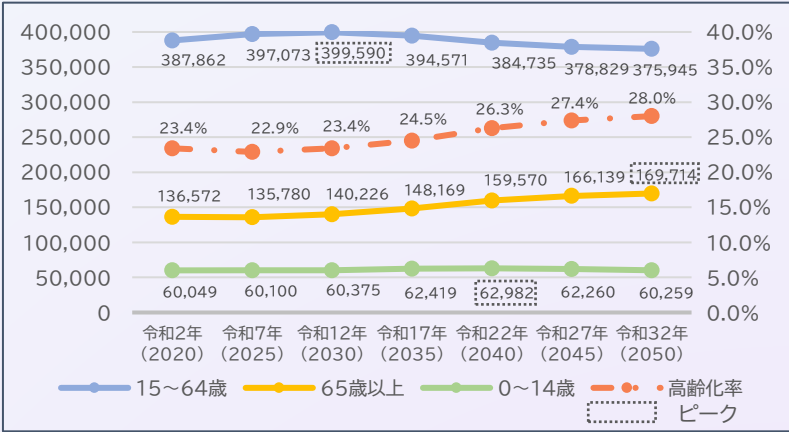
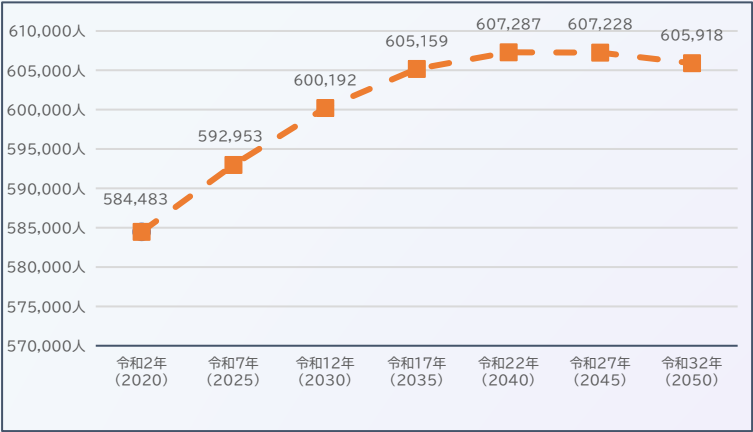
1 社会状況の変化 (P13)

○日本は急速な人口減少と高齢化が進み、令和22(2040)年には高齢化率約35%、令和52(2070)年には総人口9,000万人以下・高齢化率39%に達する見込みです。これに伴い、従来の社会保障制度では対応しきれない多様なリスクが顕在化しています。経済的困窮だけでなく、心理的困難、孤独・孤立、複合的課題など、制度の狭間にある問題が深刻化しています。

○かつて血縁や地縁で支えられていた課題も、少子高齢化、未婚化、単身世帯の増加等によりインフォーマルなケアが困難になっています。持続可能な地域社会の形成には、地域のつながりが不可欠であり、今後は、従来の密接な関係性に加え、価値観やライフスタイルの変化に応じた、個人が選択的に参加できる「ゆるやかなつながり」の構築が求められています。

2 板橋区の現状(P20-25)

○「板橋区人口ビジョン(2025年～2050年)」では、令和22(2040)年までは人口増加が進み、その後、減少に転じると見込まれています。中でも、15歳～64歳の生産年齢人口は令和12(2030)年にピークを迎え、他の年齢区分に比べ早い段階で減少に転じる見込みです。一方、高齢者の人口増加は続き、令和32(2050)年の高齢化率は28.0%に達すると見込まれます。



※板橋区人口ビジョン(2025年～2050年)より作成

3 現状の課題(P27)

01

包括的相談支援体制の構築

8050問題やヤングケアラーなど、複雑・複合的な課題を抱える人や何らかの生きづらさを抱えた人が必要な支援を受けられず、社会的に孤立してしまうこと課題となっています。必要な支援を受けられるよう、全庁的な連携やアウトリーチ、多機関による協働した取組が必要です。

02

持続可能な地域社会の実現と「つながり」の創出

社会状況の変化による地域のつながりの希薄化や高齢化による地域活動の担い手不足など、地域におけるインフォーマルなケアが困難な状況となっています。持続可能な地域社会を実現するため、つながりの構築に向けた取組や地域活動への継続的な支援が必要です。

03

多様性の受容と尊重

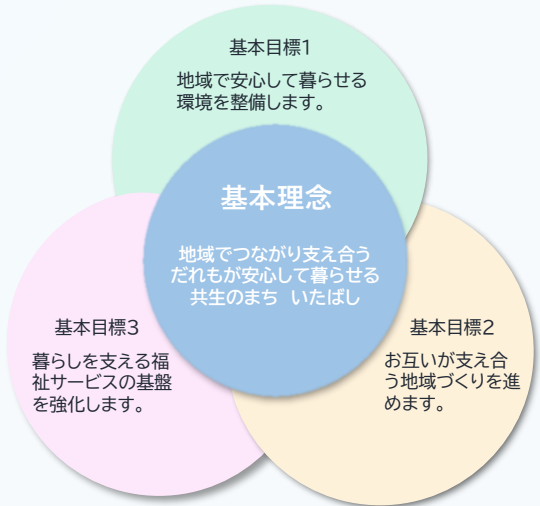
近年の外国人住民の増加やジェンダーロール(性役割)の変化など、だれもが自分らしく生活するために、社会情勢の変化に対応した取組が引き続き必要となっています。また、権利擁護の推進や福祉人材の確保など、安心して福祉サービスを利用できる基盤を整備することが必要です。

第3・4章

1 基本理念・基本目標(P31)

○板橋区基本構想・基本計画との整合性を図りながら、これまでの地域福祉推進の取組をさらに発展させます。

○本計画では、誰もが地域で役割を持ち、互いに支え合いながら安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けた基本理念と、それを実現するための3つの基本目標を設定します。



2 施策体系(P32-33)

○基本理念・基本目標を実現するための地域保健福祉に係る施策を体系化しました。本施策体系により、各施策を推進します。

01 地域で安心して暮らせる環境の整備

包括的な相談支援体制の構築

- ・包括的な相談支援の推進
- ・多機関協働による包括的支援体制の構築
- ・アウトリーチ機能の強化

地域における見守り・支援ネットワークの強化

- ・見守り活動の推進
- ・孤立防止に向けた取組の推進
- ・災害時要配慮者支援体制の整備

ライフステージや特性に応じた支援の充実

- ・住まいの確保と居住支援の推進
- ・就労に向けた支援
- ・健康的な生活の推進
- ・特性に応じた支援

02 お互いが支え合う地域づくりの推進

地域活動の活性化と担い手の育成

- ・地域活動の担い手の発掘・育成
- ・ボランティア活動の促進と支援
- ・地域活動の支援

多様な主体による地域活動の推進

- ・地域住民と専門機関の協働体制の構築
- ・大学・企業・NPO等との連携促進
- ・地域住民等の交流の場づくり

地域共生社会の実現に向けた意識醸成

- ・福祉教育・学習の推進
- ・多様性を認め合う意識の醸成
- ・世代間交流

03 暮らしを支える福祉サービスの基盤を強化

福祉サービスの質の向上と利用促進

- ・福祉人材の確保・育成
- ・福祉サービスの質の向上と評価の仕組みづくり
- ・福祉サービスの適切な情報提供と利用促進

権利擁護の推進

- ・成年後見制度の利用促進
- ・虐待等の防止と早期発見・対応の体制強化
- ・消費者被害の防止

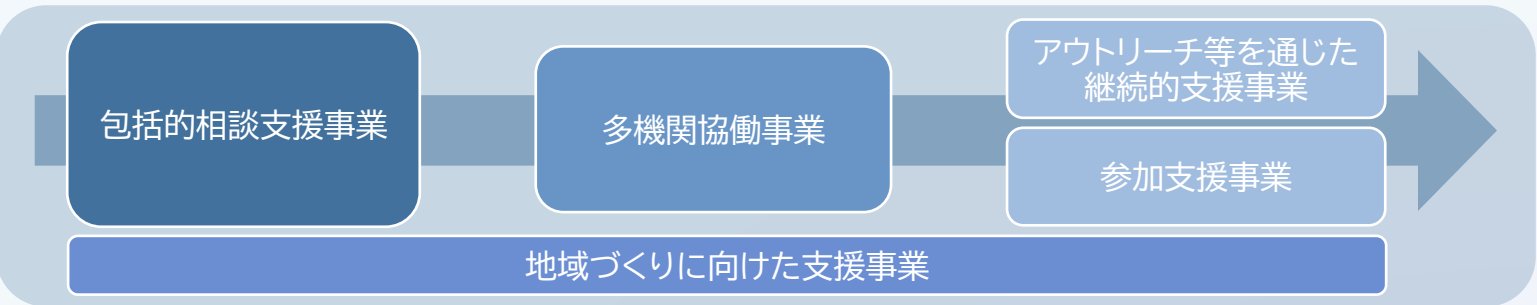
情報環境の整備

- ・ICT等を活用した情報共有・提供の仕組みづくり
- ・デジタルデバイドの解消
- ・利用機会・利用できるコンテンツの拡充

第5章

1 重層的支援体制整備事業実施計画 (P62-71)

○重層的支援体制整備事業では、各分野の相談支援の強みを活かしてアウトリーチや関係機関との連携を強化するとともに、参加支援や地域づくりを一体的に行い、包括的な支援体制の構築をめざします。



第6章

1 再犯防止推進計画 (P74-103)

○再犯に至る背景には、経済的困窮や社会的孤立、障がいなど、本人が抱える「生きづらさ」が要因となっている場合が少なくありません。刑事司法手続きを終えた後も、多くは支援が必要な状態で地域社会に戻るため、孤立することなく、社会の一員として円滑に復帰できるよう支援することが自治体には求められます。

○再犯防止推進計画は、このような状況にある人々が孤立せず、誰もが地域社会の一員として再び歩めるよう、自治体として支援を行うために策定するものです。6つの重点課題を設定し、関係機関と連携しながら、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

住居・就労の確保等

- ・居住に向けた支援
- ・就労支援、定着支援

犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等

- ・困難を抱える女性支援
- ・虐待の防止

保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・生活困窮
- ・高齢者支援
- ・障がい者支援
- ・薬物乱用防止

民間協力者の活動の促進等

- ・保護司活動の周知、啓発
- ・更生保護活動の支援

非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施等

- ・非行防止
- ・修学支援

地域における包摂の推進

- ・更生保護活動の周知
- ・地域づくり

スケジュール

令和7(2025)年

- 9月25日 健康福祉委員会
- 10月4日～25日 パブリックコメント
- 12月 幹事会 再犯防止推進計画検討部会

令和8(2026)年

- 1月 協議会 推進本部(庁議)
- 2月 健康福祉委員会